



契約満期のご案内について ～継続契約のお手続き～

森林保険では、保険期間満了日の原則2ヶ月前までに、取扱窓口の森林組合等から契約者の皆様に満期のご案内とともに継続となる森林保険契約申込書をお送りしています。

お手元に届きましたら、申込書と重要事項説明書の内容をご確認の上、申込書左上の該当部分の同意欄にチェック☑を入れ、契約者欄に押印して、保険期間満了日の30日前までに取扱窓口の森林組合等にご提出をください。その際に、併せて保険料をお支払ください。

なお、住所、氏名の変更や、ご契約の内容に関するご相談は、お早めに取扱窓口の森林組合等にお申し出ください。新しい申込書の再作成などの対応をさせていただきます。

また、現行契約の保険期間の開始日が平成26年度以前の契約の場合、契約地の見取図が必要です。

ご案内到着後、お早めの手続きやご相談をお願いします。

Q 現行の契約の保険証書を無くしてしまいましたが、継続契約の手続きはできますか。

A 継続契約の申込みに現行の契約の保険証書の提出は求めていませんので、お手続きは可能です。ただし、罹災や変更申請の際は必要となりますので保険証書は大切に保管してください。

お知らせ

保険証書等の元号表記について

森林保険の証書等においては、改元が予定されている平成31(2019)年5月以降の日付の表記であっても、「平成」を使用しています。新元号となっても旧元号の証書等は有効ですので、そのままお持ちいただいて問題ありません。また、特段の変更手続き等も必要ありません。

損害地調査の写真撮影について

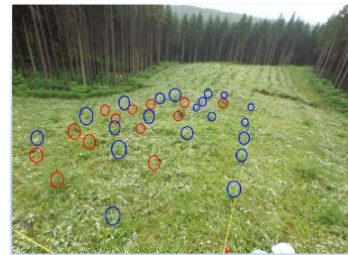
森林保険センターで実施している業務講習会では、今年度から新たに損害実地調査の写真撮影実習を行っています。この中で行っている「長尺自撮り棒」を使った地上5m程度の高さから撮影する手法をご紹介します。



▲長尺自撮り棒はカメラ用の三脚に測竿や釣竿を装着しセルフタイマーで撮影します。

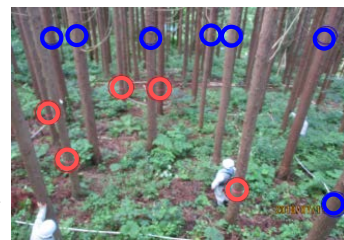
実習では、損害木を赤、健全木を青で区分し表示しました。

【写真1】は、スギの4年生の造林地です。ここにはまず、10m×20mの標準地を設け、損害木と健全木にテープを付けて区分します。この標準地を長尺自撮り棒カメラで撮影しました。全域は入りませんでした。損害木と健全木がカウントできます。損害木が13本、健全木が20本確認でき、損害率を計算すると13本/33本=39.4%となり、実際の調査結果の40%とほぼ一致しました。



【写真1】スギ4年生の造林地を撮影(北海道乙部(おとべ)町)

【写真2】は、スギ(28年生)の雪害地です。ここでは10m×10mの標準地を設け、梢端部が折れた損害木には赤いテープを巻きました。長尺自撮り棒を使って撮影した写真の判定では、損害木は5本、健全木は7本で、損害率は42%になりました。実際には写真に写っていない損害木が1本あり、この標準地の損害率は46%だったので、これに近い数値の結果になりました。



【写真2】スギ(28年生)の雪害地を撮影(岩手県久慈市)

このように写真の画像から標準地内の損害率の近似値を得ることが出来ます。また、林内の様子もわかり、調査を行った時の状況はかなり正確に記録できることが確認できています。

森林保険センターでは、こういった工夫やアイデアも活かしながら、損害調査の効率化に取り組んでいるところです。

